

加古川市社会福祉法人指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に関し、必要な事項を定める。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、法第30条に定める、主たる事務所が加古川市の区域内にある法人であってその行う事業が加古川市の区域を越えないものとする。

(指導監査の実施方針)

第3条 法人に対する指導監査は、国が示す処理基準等に基づいて実施する。

(指導監査実施計画)

第4条 市長は、毎年度、対象及び実施方法等を定めた指導監査の実施計画を策定する。

2 実施計画の策定に当たっては、前年度までの指導監査の結果等を勘案し、指導監査を行う必要性の高い法人を優先する。

(関係機関との連携)

第5条 市長は、指導監査の実施に際しては、兵庫県と連携を図る。

(チェックリスト)

第6条 市長は、毎年度、重点的に確認を行うべき項目を盛り込んだチェックリストを作成する。

(報告等)

第6条の2 市長は、法人に対し、毎年度チェックリストの提出を求めるとともに、必要に応じ帳簿、書類等の提出又は報告を求めるものとする。

(指導監査の形式及び対象の選定)

第7条 指導監査の形式は、一般監査と特別監査とし、いずれも法人の事務所に立ち入り、実地において関係者からの聞き取り及び帳簿書類その他の物件の検査により行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

2 一般監査は、一定の周期で実施する。

3 特別監査は、次の各号のいずれかに該当し、運営等に重大な問題を有する疑いがあるときに、随時実施する。なお、特別監査によって重大な問題が認められた法人又は不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施する。

- (1) 法人運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合
- (2) 度重なる一般監査による指導事項に対して、改善が見られない場合、又は改善報告書の内容が著しく不十分である場合
- (3) 正当な理由がなく一般監査を拒否した場合
(一般監査の実施の周期)

第8条 以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。なお、法人に対する一般監査と当該法人が経営する施設又は事業に対する指導監査との実施の周期が異なる場合において、これらの指導監査を併せて実施することが市長及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、市長の判断により、指導監査の実施の周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

- (1) 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
- (2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求に関する大きな問題が認められないこと。

2 前項の規定に関わらず、前項各号に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、市長が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

- (1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45の19第1項及び社会福祉法施行規則第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合
5箇年に1回
- (2) 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合
5箇年に1回
- (3) 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）に

よる財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として国において別に定めるものが提出された場合 4箇年に1回

3 第1項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる事項について問題が認められない法人のうち、前項に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市長が判断するときは、一般監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。

(1) 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又は ISO9001の認証取得施設を有していること。

(2) 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

(3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

4 法人の運営等に問題が発生した場合、又は、毎年度法人から提出される報告書類等の確認の結果等でその恐れがあると認められる場合は、前3項の規定にかかわらず随時実地検査を実施する。

（指導監査の実施通知）

第9条 指導監査の対象となる法人を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書により、当該法人に通知する。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の対象とする法人の名称
- (3) 監査の日時
- (4) 監査を担当する職員の職氏名
- (5) 出席者
- (6) 準備すべき書類等

2 前項の通知は、監査実施日の概ね1ヶ月前までに行う。ただし、緊急を要するものについてはこの限りでない。

3 監査には、法人役員の出席を求める。

（指導監査事項の省略等）

第9条の2 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、厚生労働省

が定める「指導監査ガイドライン」（「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙、以下「ガイドライン」と言う。）のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

2 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、ガイドラインのⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

3 第1項の会計監査及び前項の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、ガイドラインのⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として国において別に定めるものの内容を活用し、効率的に実施するものとする。

（身分を示す証明書）

第10条 指導監査を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証明書の様式は、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第7条に規定する様式又は厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年厚生労働省令第175号）に規定する別記様式のいずれかとする。

（指導監査後の措置）

第11条 指導監査を担当した職員は、指導監査終了後、指導監査の結果について講評を行う。

2 前項の職員は、指導監査の結果について、速やかに上司に報告するものとする。

3 指導監査の結果に基づいて行う法人への指導等は、次の各号に掲げる区分に従い実施する。

(1) 法令又は通知の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨の文書により指導（以下「文書指摘」という。）する。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反について、アの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導することができる。

(2) 法令又は通知の違反が認められない場合

法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。

- 4 市長は、文書指摘事項については、改善措置の提出を求め、改善状況を確認する。その際、改善措置の提出期限は、文書指摘の日から起算して45日を目途とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、あらかじめ改善措置の提出期限を延長又は短縮することができる。
- 5 市長は、改善措置提出時に未報告、改善・是正予定等の項目については、改善等を行った時点で随時追加報告を求める。
- 6 市長は、改善措置が期限を過ぎても提出されない場合又は改善措置の内容が著しく不十分な場合には、必要に応じ、実地において調査を行うものとする。

(行政処分等)

第12条 市長は、前条の規定により改善の指示を繰り返し行ったにもかかわらず、なお、改善措置が講じられないときは、社会福祉法その他関係法令の規定に基づき、改善勧告等の所要の措置及び改善命令等の所要の行政処分を行う。

(関係行政機関への情報提供)

第13条 市長は、指導監査の結果等について関係行政機関から依頼があった場合は、情報提供に努める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行する。